



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

号外第8号 令和元年12月19日発行

目次

は県例規集登載

【規則】

番号	表題	担当課名
26	徳島県職員の勤務発明等に関する規則及び 徳島県公有財産取扱規則の一部を改正する 規則	人事課 行政改革室
27	知事の職務を代理する副知事の順序を定め る規則	同

【訓令】

番号	表題	担当課名
8	徳島県事務決裁規程の一部を改正する訓令	人事課 行政改革室
9	徳島県副知事の担当事務に関する規程	同

【公布された条例等のあらまし】

徳島県職員の勤務発明等に関する規則及び徳島県公有財産取扱規則の一部を改正する規則（規則第二十六号）

一 副知事が増員されることに伴い、次に掲げる規則について所要の整備を行うこととした。

1 徳島県職員の勤務発明等に関する規則

2 徳島県公有財産取扱規則

二 この規則は、公布の日から施行することとした。

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則（規則第二十七号）

一 知事の職務を代理する副知事の順序を定めることとした。

二 この規則は、公布の日から施行することとした。

徳島県規則第二十六号

徳島県職員の勤務発明等に関する規則及び徳島県公有財産取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年十二月十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県職員の勤務発明等に関する規則及び徳島県公有財産取扱規則の一部を改正する規則

(徳島県職員の勤務発明等に関する規則の一部改正)

第一条 徳島県職員の勤務発明等に関する規則(昭和四十一年徳島県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「会長は、」の下に「知事が指定する」を加える。

(徳島県公有財産取扱規則の一部改正)

第二条 徳島県公有財産取扱規則(昭和三十九年徳島県規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

第六十四条第一項中「委員長は、」の下に「知事が指定する」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

徳島県規則第二十七号

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則を次のように定める。

令和元年十二月十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第五百二十二条第一項の規定により知事の職務を代理する副知事の順序は、次のとおりとする。

第一順位 副知事 後藤田博

第二順位 副知事 福井廣祐

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

徳島県訓令第第八号

庁 中 一 般
東 部 各 局
各 セ ン タ ー 等
各 総 合 県 民 局
徳島県教育委員会事務局
徳島県人事委員会事務局
徳島県監査事務局
徳島県労働委員会事務局
徳島県収用委員会事務局
徳 島 県 警 察 本 部
徳 島 県 議 会 事 務 局

徳島県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年十二月十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県事務決裁規程の一部を改正する訓令

徳島県事務決裁規程（昭和四十二年徳島県訓令第百六十号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「全て副知事」を「全て当該事案を担当する副知事（次に掲げる事案にあつては、全ての副知事）」に改め、「又は当該事案が次項第一号に規定する特定事案（次に掲げるものを除く。）に該当する場合」を削り、同条第三項第一号中「、県民環境部、農林水産部」及び「（以下「特定事案」という。）」を削り、同項第三号中「、海区漁業調整委員会又は内水面漁場管理委員会」を削り、「特定事案」を「前二号に掲げる事案」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「特定事案」を「前二号に掲げる事案」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 総合県民局の所掌に属する事案（前号に掲げる事案に該当するものを除く。）

第十九条の表知事の事務部局の知事の項中「（特定事案（第三条第二項各号に掲げるものを除く。）にあつては、政策監」を「が担任する事務に係る事案にあつては当該事務を担当する副知事、第三条第三項各号に掲げる事案にあつては政策監（同条第二項各号に掲げる事案にあつては、副知事とし、知事の職務を代理する順序により代決するものとする。」に、「会計管理者（特定事案（第三条第二項各号）を「会計管理者（第三条第三項各号に掲げる事案（同条第二項各号）」に改め、同表教育委員会事務局の知事の項中「副知事」を「教育委員会との連絡調整を担当する副知事」に改め、同表警察本部の知事の項中「副知事」を「公安委員会との連絡調整を担当する副知事」に改める。

附 則

この訓令は、令和元年十二月十九日から施行する。

徳島県訓令第九号

庁 中 一 般
東 部 各 局
各 センター等
各 総合県民局

徳島県副知事の担任意務に関する規程を次のように定める。

令和元年十二月十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県副知事の担任意務に関する規程

(趣旨)

第一条 この規程は、副知事の担任意務に関し必要な事項を定めるものとする。

(担任意務)

第二条 副知事の担任意務は、次のとおりとする。

一 共管事務

- イ 県政の総合的な企画及び調整に関すること。
- ロ 人事及び予算編成に関すること。
- ハ その他知事が指定する事項に関すること。

二 副知事後藤田博の担任意務

- イ 県政の総括に関すること。
- ロ 政策創造部、経営戦略部、商工労働観光部、監察局及び出納局に関すること。
- ハ 教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会及び労働委員会との連絡調整に関すること。

二 その他知事が指定する事項に関すること。

三 副知事福井廣祐の担任意務

- イ 県民環境部、保健福祉部及び農林水産部に関すること。
- ロ 病院局に関すること。
- ハ 海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会との連絡調整に関すること。
- ニ その他知事が指定する事項に関すること。

(事故時等の取扱い)

第三条 副知事のいずれかに事故があるとき、又は副知事のいずれかが欠けたときは、その担任意務は、他の副知事が担任する。

(雑則)

第四条 この規程に定めるもののほか、副知事の担任意務に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この訓令は、令和元年十二月十九日から施行する。